

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

不用品処分のトラブル

コロナ禍で在宅時間が長くなり、これを機に不用品を整理する人が少なくありませんが、その処分について、買取業者やフリマアプリの利用が広がっています。一方で、消費生活センターに寄せられるトラブルなどの相談は増加しています。



フリマサービス

【事例】フリマアプリを利用しブランドのバッグを出品した。買い手に商品を送付し代金を受け取ったが「偽物だった」と返金を求められた。しかし、バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。

フリマサービスは個人同士の取引です。取引をするのかしないのか信頼できる相手かどうかなど、自らの責任で判断する必要があります。また、トラブルは当事者間で解決することが求められていますので、よく話し合い解決しなければフリマサービス運営事業者に相談しましょう。

禁止行為の例

- ・出品禁止物（偽ブランド品 ギフト券 医薬品 など）を出品すること
- ・手元のない商品や内容を特定できない商品を出品すること
- ・フリマサービスが用意する決済方法（エスクローサービスなど）以外で取引すること
- ・出品者が、購入者の支払いが確認できないうちに、商品を発送すること



訪問購入

【事例】「不用品を買い取る」と訪問してきた業者に、古着を見せると「宝飾品はないか」と強く迫られた。しぶしぶ見せると安く買い取られてしまった。

業者が訪問の際には、不要な勧誘はきっぱり断り、売るつもりのない物品は安易に見せないようにしましょう。

契約後、書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。この期間は物品の引き渡しを保留できるので、本当に売却するかどうかよく考えましょう。

訪問買取業者が守るべきルール

- ・突然訪問して勧誘することはできない
- ・消費者が事前に承諾した物品以外買い取ることはできない
- ・契約書を交付する義務がある など



◆◆◆ 占いサイト等のトラブル ◆◆◆

占いサイトやアプリは、手軽に占いが楽しめて多くの人が利用しています。しかし、トラブルが増加しており、消費生活センターに寄せられる相談の8割が女性のトラブルです。



【トラブル事例】

- ・不安をあおられたりやめるのを引き留められたりするなど、終わりが見えないやり取りで高額料金になった
- ・無料のはずなのに、後日高額金を請求された
- ・意図せず会員登録されたり、複数の占いサイト等からメールが届いたりしている
- ・生年月日や名前、メールアドレスを入力するなど個人情報を知られる危険性がある



無料であっても安易に個人情報を入力したり、鑑定士などの言葉をうのみにして継続しないようにしましょう

お知らせ

～出前講座のご案内～

中部消費生活センターの相談員を講師として、無料で出前講座を実施しています。自治会の研修会などでお気軽にご利用ください。

対応可能な日時や回数等に制限があります。倉吉市市民生活相談室（☎22-2717）にお問い合わせください。



鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (2月・3月分/中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。
秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
(事前予約制)

開催日：2月19日(金)
時間：午後1時半～午後3時
場所：倉吉交流プラザ 第1・2研修室

開催日：3月19日(金)
時間：午後1時半～午後3時
場所：倉吉交流プラザ 第1・2研修室

【申込み・問合せ先】中部消費生活センター

【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ **0858-22-3000**

相談時間：火曜日～土曜日/AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日/AM8時30分～PM5時 (電話相談のみ)



「消費者ホットライン」 ☎ **188 (いやや!)**